

JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム

2022年度 募集要項

地球規模の社会課題へ創発的分野融合で挑戦し、
地域から新産業創出に貢献する博士人材の養成

1. 概要

中部大学は、「不言実行、あてになる人間」を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた成果を挙げ、保有する知的、物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献することを基本理念としています。

2021年12月1日、中部大学は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択されました。本事業では、専門能力と俯瞰的人間力を併せ持ち、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」の融合による「総合知」に通じる「創発的な分野融合力」を発揮して、地球規模の社会課題（エネルギー、環境、健康）の解決へAIデータサイエンスを駆使して挑戦、産業界と連携して地域から新産業創出に貢献する博士人材を養成することを目的とします。本事業に採用された博士後期課程学生には研究に専念するための研究奨励費（生活費相当額）及び本事業における研究等のために使用できる学生研究支援費を支給します。

2. 出願資格

・本学の博士後期課程1年次に在籍する者のうち、優れた研究能力を有し、創発的な分野融合研究の実施を希望する者とする。ただし、次に挙げる身分等を有する者は除く。

- ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- ② 国費外国人留学生
- ③ 外国政府奨学金受給者
- ④ 収入を得ている者で2022年の年収見込みが240万円を超える者
- ⑤ 在学期間が3年を超える者（ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情により考慮する。）
- ⑥ 休学中の者
- ⑦ その他前各号に掲げる者に準ずると認められるもの

・本学独自の奨学金との併給は可。

3. 支援内容

1) 研究奨励費

・採用期間中、毎月18万円を支給する。

2) 学生研究支援費

- ・採用期間中、年度毎に事業統括が決定した額を配分する。
- ・学生教育部が管理し、申請に基づき執行する。（直接支給はしない。）

4. 採用期間

- ・本学博士後期課程に在学する期間内とする。(標準修業年限以内に限る)
(ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情により考慮する。)

5. 採用された者の義務

- ① 本事業の目的を十分に理解し、研究計画を立て、研究活動に専念すること。
※研究を行うにあたっては、本学が定める諸規程等に十分留意しなければならない。
- ② キャリア開発・育成コンテンツの参加を通して「分野融合力」、「社会実装力」、「発信力」、「コミュニケーション力」、「マネジメント力」、「グローバル力」の6つのコンピテンシーの獲得を目指すこと。
- ③ 本事業の年度末報告会で成果発表し、企画・運営にも積極的に関わること。
- ④ 本学が実施する研究倫理教育(eAPRIN)を受講すること。
- ⑤ 採用期間の終了日から10年間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力すること。
(調査結果はJSTに提供する。)

6. 採用予定者数

3名程度とする。

7. 選考方法

提出された申請書類等に基づき、書面審査及び面接審査を総合的に判断し決定する。

8. 出願方法

1) 提出書類

- ① 申請書・志望動機 【様式1】
- ② 修士論文要旨 【様式2】
- ③ 研究計画書 【様式3】
- ④ キャリアプラン 【様式4】
- ⑤ 成績証明書(最終学歴)

※ 全ての書類(①~⑤)を1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を<2022 博士人材の養成事業申請(氏名)>とすること。

※指導教授の事前の承認を得たうえで、指導教授欄に名前を記載すること。

2) 提出期限

2022年3月25日(金)17時まで

3) 提出先

E-mail : syougakukin@office.chubu.ac.jp

件名 : 2022 博士人材の養成事業申請 (〇〇〇〇 (氏名))

宛名 : 学生教育部学生支援課

※提出の際は、指導教授に同報送信 (CC) すること。

9. 面接日時

日時 : 2022 年 4 月 19 日 (火) 15 時～

※詳細な時間は申請書記載のメール宛てに追って連絡する。

場所 : クリエイティブラボ B (不言実行館 5 階)

内容 : ① 分野横断の挑戦的研究についてのプレゼンテーション 6 分

② 質疑応答 6 分

10. 選考結果の通知

4 月下旬ごろを予定 (申請書記載のメール宛てに通知する。)

11. 採用式・オリエンテーション

4 月下旬ごろを予定 (申請書記載のメール宛てに連絡する。)

12. 採用の取消し

- ・「2. 出願資格」を喪失したとき。
- ・「5. 採用された者の義務」の履行状況が不十分であるとき。
- ・採用された者から採用取消の申し出があったとき。
- ・出願書類に虚偽の記載があったとき。
- ・退学または除籍になったとき。
- ・中部大学学生懲戒規程第 4 条に定める懲戒の対象となる行為が発覚したとき。
- ・その他採用を取り消すべき事由があるとき。

13. 研究奨励費の受給に伴う注意事項

1) 税金の取扱い

- ・研究奨励費は雑所得として課税対象の扱いとなるため、確定申告を行う必要がある。1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) に受けた研究奨励費の金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うために収支状況の記録作成や領収書等の証拠書類の保存が必要となる。確定申告については、国税庁のホームページを参照のこと。
- ・課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある (外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。)

2) 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

- ・被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額 130 万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、国民健康保険に加入する必要がある。

※国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

※扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう扶養義務者に伝えること。

3) 国民年金保険料の納入

- ・研究奨励費の受給により、「学生納付特例制度（*）」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

（*）学生納付特例制度

学生は、本人の前年の所得が一定以下（目安：128 万円＋扶養親族等の数×38 万円＋社会保険料控除等）の場合は支払いが猶予される。

※具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

14. その他

- ・選考結果に対する問い合わせには応じかねます。
- ・採用者の氏名等は公表されます。
- ・提出書類に含まれる個人情報は、厳重に管理し、本事業の遂行の為にのみ利用します。
- ・取得した個人情報の一部を本事業の管理のため JST に提供する場合があります。
- ・提出された書類などは原則として返却しません。

15. 問い合わせ先

学生教育部学生支援課〔内線：2174、2176〕

以上